

地域会議をつくりませんか

門真市自治基本条例第 16 条「地域会議」イメージ



この冊子は、「門真市自治基本条例」の第 16 条に定める「地域会議」の方向性や内容について、市民の皆さんが認識を深め、地域において設立に向けた議論をいただけるよう作成したものです。

門真市 市民文化部 地域政策課

(令和5年4月 改訂)

門真市は、これからの市役所が市民の皆さんの暮らしを豊かにし、まちづくりを推進する上で重視すべき尺度として、「幸福度の向上」を掲げています。

「幸福度の向上」は、これまでの物質的な豊かさに心の豊かさも加えた物心両面に亘る物差しです。市民の皆さんの日々の生活に密着した豊かさや幸せを、限られた財源の中で、どうすれば効果的に向上させていくことができるか、その実現に向けては、市民一人ひとりが手を取り合い、「地域力」を高めていく取り組みが求められています。

そのため、市は、平成 26 年 1 月 1 日に「門真市自治基本条例」を施行し、協働によるまちづくりを進めています。

自治基本条例第 16 条では、地域の皆さんの自主的な意思によって立ち上げていただく組織である「地域会議」について定めています。

課題の解決に向け、地域の皆さんで「地域会議」をつくりましょう！



「地域会議」ってどんな組織??

地域会議とは、地域に関わる皆さんが、自ら地域について考え、協力して、地域の共通の課題の解決に取り組むことを目的とする組織です。

地域会議は、市役所が押し付けるものではありません。

まちづくりの主役である市民の皆さんが主体となって、地域ではどんな課題があるのか、地域でどんな取り組みをしてみたいかなどを話し合い、検討し、事業化していく組織です。



地域に関わる皆さんで、自分たちの地域がこんな地域になったらいいなということを考え、実現していきませんか？

地域会議の設立の流れ

「第1段階」は、市の規定等には無い、地域の任意によるものになるため、必ずしも設置及び実施するものではありません。

第1段階

地域の皆さんに知ってもらいます

【地域会議設立の呼びかけ】

まずは、地域会議について活動の主体となる地域の皆さんに知ってもらうことが大切です。

自治会や、地域で活動している各種団体など、地域をよく知る人を中心にとなってもらい、地域の皆さんへの呼びかけ等を行っていきます。

より多くの皆さんに知っていただき、参加してもらえるよう市役所も状況に合わせてご説明します。皆さんにも地域への呼びかけなど、ご協力いただくことが必要です。



第2段階

検討・準備を始めます

【地域会議準備会】

自治会や各種団体などを中心に、中学校区に関わる人が集まり、準備会を設立し、地域会議の必要性や、取り組む地域の課題など、地域の実情について十分話し合います。そこで、地域会議の設立に向け、組織の運営や活動計画等について話し合い、決定していきます。総会までの準備、役員候補の選出など、設立の準備を整えます。

地域会議の設立に向け、地域の課題や実情等を話し合い、地域会議のあり方等について、十分に検討を重ねます。また、地域サポーターも参加して一緒に考えていきます。



第3段階

地域会議を設立し、事業に取り組みます

【地域会議】

市から地域会議の認定を受けた後、地域会議として活動を進めることができます。地域会議準備会において作成した会則や事業計画を、設立総会において承認を得た上で、それぞれの部会等で事業を実施していきます。

地域会議は、原則、中学校区を単位とし、地域課題の解決に向け、コミュニティ紙の発行やホームページの開設をはじめ、5ページに掲げる様々な取り組み等を行っていただきます。

活動に必要な経費は、市から補助金等、財政支援を行います。コミュニティ紙等で、地域会議の取り組み等を知ってもらうことも大切です。分野別サポーター、地域サポーターも参加します。



●地域会議の認定要件

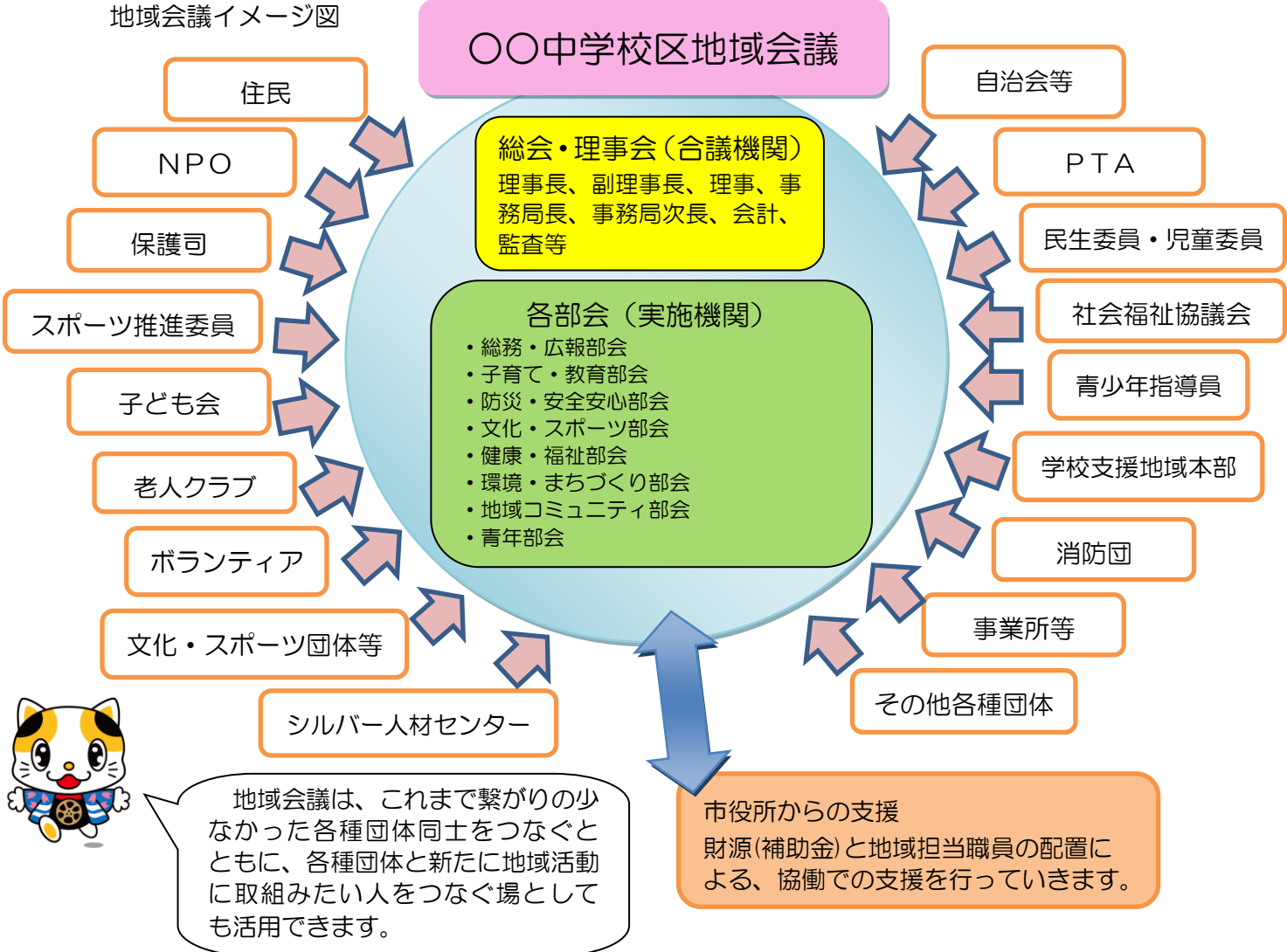
次の①から④の要件を全て満たす組織は、地域会議として市長の認定を受けることができます。

- ① 地域会議の地域の範囲は、原則中学校区とし、市長が適当と認める一定の区域であること。
- ② 地域の範囲に存する地縁による団体の過半数が加入していると認められる組織であること。
(※地縁の団体である自治会の会員が、地域会議の代議員として過半数加入することが要件ではなく、設立に際し、過半数の自治会からの承認を得ることを要件としたものです。)
- ③ 会則等により、目的別団体、地域住民等が参画し、多様な主体により構成されるための仕組みが構築されている組織であること。
- ④ 地域会議の設立の目的が条例の趣旨に適合した組織であること…等

〇〇中学校区地域会議組織イメージ

地域会議は、門真市自治基本条例第16条に規定する組織で、中学校区単位を原則として、地域の地縁による団体や目的別団体等多様な主体で構成され、地域の共通課題の解決に向けた協働推進に取り組む組織です。

地域会議イメージ図



構成員

自治会や各種団体、事業所の方などを中心として、地域に関わる全ての方に参加していただく組織です。

範囲

原則、中学校区程度です。

活動

地域の皆さんで課題を洗い出すことから始めます。課題を整理し、部会を設置し、具体的な課題解決に向け、事業を実施します。

中学校区で取り組むことで、新たな人間関係の発展につながります！
また、今取り組んでいる活動を地域会議と協働することでさらに拡充することができます！



〇〇中学校区地域会議組織図 (イメージ図)

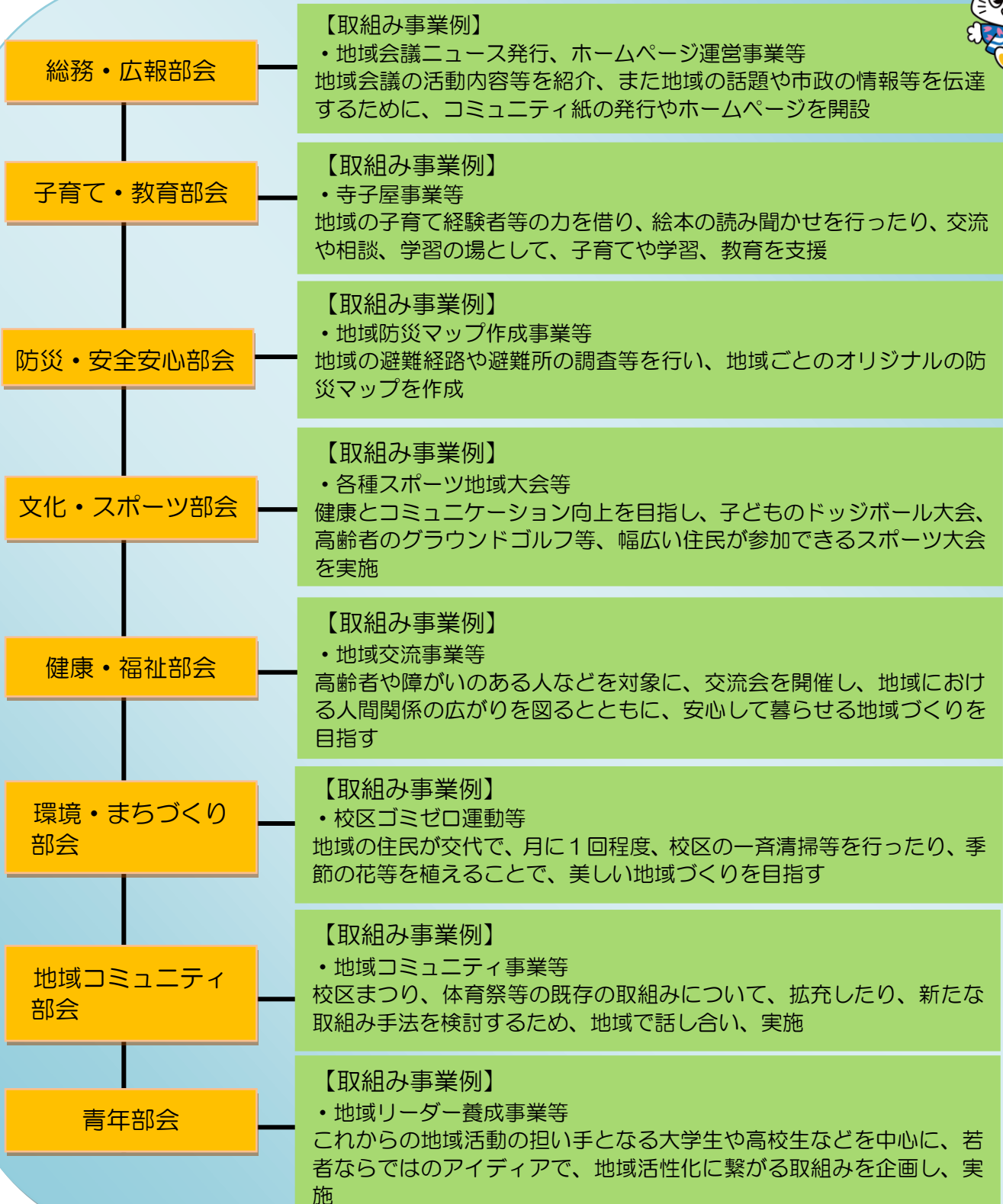
意思決定機関

総会・理事会
 地域会議の意思決定機関として、組織の中核を担います。

意思決定機関は、自治会や各種団体の方はもちろん、地域に関わる様々な方が参加することで、たくさんの意見を取り入れることができます！



実施機関



公民協働体制の構築

地域会議と市役所が、協働し、地域の共通課題の解決に向け、取り組むことができる体制を構築していきたいと考えています。

地域の共通課題について、一緒に考え、取り組んでいきませんか。

1. 地域担当職員の配置

地域会議ごとに地域担当職員を配置し、地域と市役所をつなぐパイプ役として活動します。



地域担当職員

分野別サポーター

庁内課長級職員を任命

各課が業務上有する専門的な知識や情報を基に、地域会議へ助言等の活動支援を行います。内容によっては、課長の職務命令により、各課の職員が業務を行う形で、全庁的に支援を行う体制を構築するものです。

地域サポーター

地域政策課職員が対象となり、地域会議への情報提供や課題の共有等を行います。会議等にも参加し、皆さんと一緒に地域の課題等について、検討していきます。



地域担当職員の役割

① 地域会議への支援

自治基本条例第 16 条に定める地域会議について、積極的に地域に関わり、地域会議の設立及び活動の支援を行います。

② 地域と市役所をつなぐパイプ役

地域と市役所をつなぐパイプ役として、地域の新たな共通課題の抽出や、その解決策について、地域のさまざまな人からの相談に応じます。

③ 新たな地域活動の支援

地域の新たな共通課題の抽出、その解決策の相談に応じ、地域の活性化に向けた新たな取組みの展開を図るため、協働によるまちづくりのパートナーとして、活動の支援に努めます。

④ 広報・広聴活動の担い手

市政やまちづくりに関する情報等を、広く地域の皆さんに周知するとともに、市に対する意見等の情報を広く把握し、まとめていきます。

⑤ 地域における「まちづくり」の支援としての位置づけ

地域に関わりを持ちながら、地域の人々と直接接し、地域に根付いた発展の方向を模索し、実効性のある取組みを進めていきます。

●地域と市役所の新しい関係へ

これまで、市役所と地域は各部局ごとに関わりはありましたが、部局間のタテワリ等の問題も生じていました。

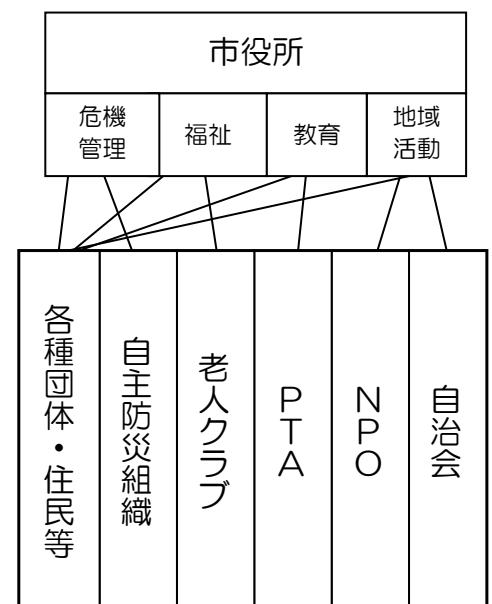
そこで、これからは、市役所内の横のつながりを強化し、情報を共有し、部局間においても協力・連携を進め、対応できるようにしていきます。

また、地域会議においても、地域内でのつながりを強化していくため、ラウンドテーブル方式等により、すべての人が対等の立場で参加できる平等な会議運営が望まれます。

地域担当職員も定例会議等に参加し、一緒に地域について考え、地域と市役所をつなぐパイプ役として活動していきます。

市役所内、地域内、市役所と地域、それぞれのつながりを強化し、連携する体制づくりを進めていきます。

これまでの関係



2.地域会議への財政支援

市役所は、地域会議に対して、地域の共通課題の解決に取り組むための財政支援を行います。

支援の内容については、地域会議設立に向けた準備段階において交付する設立準備金（下表①）や、地域会議の運営に係る「基礎額」（下表②）や部会等での事業実施に係る「事業額」（下表③）等の活動補助金を検討しています。（支援内容等については、社会状況等に応じて見直す場合があります。）

(1) 交付の対象となる事業

	交付対象事業	補助金の上限額
①	地域会議の設立に関する事業	設立準備金として 最大20万円
②	地域会議の日常の運営に係る事業 (地域会議の運営に係る事務経費等に使用します。)	1つの地域会議につき、 最大150万円/年度
③	地域課題の解決に寄与する事業 (各部会の活動に係る事務経費等に使用します。)	1つの地域会議につき、 最大500万円/年度

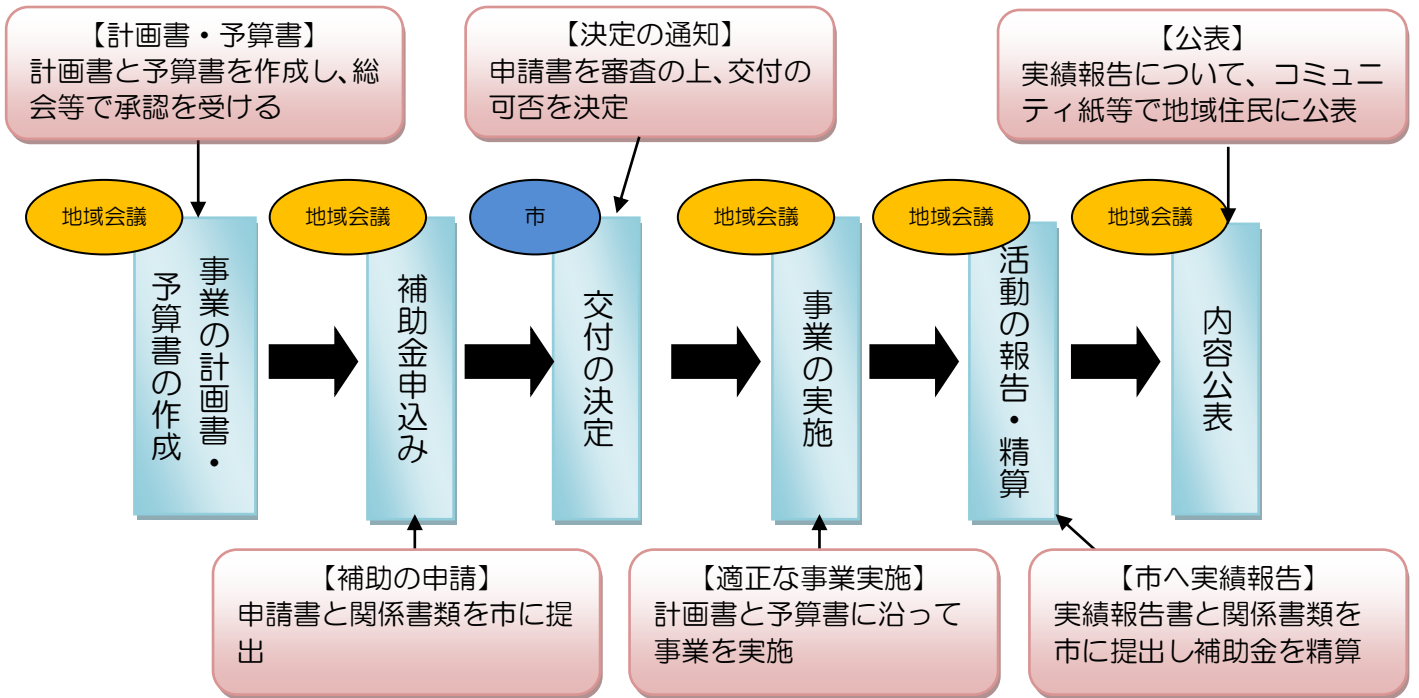
(2) 交付の対象となる経費

費目	主な内容
報償費	講師謝礼金など
旅費	研修会参加等に伴う交通費など
需用費	消耗品費、印刷製本費など
備品購入費	パソコン、プリンター等の備品購入費など
役務費	郵便料、通信運搬費など
委託料	複合機保守委託料など
使用料、賃借料及び負担金	会議室の使用料、借上料など

(3) 交付の対象となる要件

- ① 補助金の交付を申し込む地域会議が自ら実施すること
 - ② 地域会議の活動の計画書と予算書に掲載されていること
 - ③ 他の制度による市からの補助金等を使用している事業ではないこと
(半額補助等を受けている場合で、残る部分に地域会議活動補助金を活用することはできません。)
 - ④ すでに実施している事業と同一の内容・対象・実施方法の事業ではないこと等
- ※①～④の全ての要件を満たす必要があります。

(4) 交付の手続き

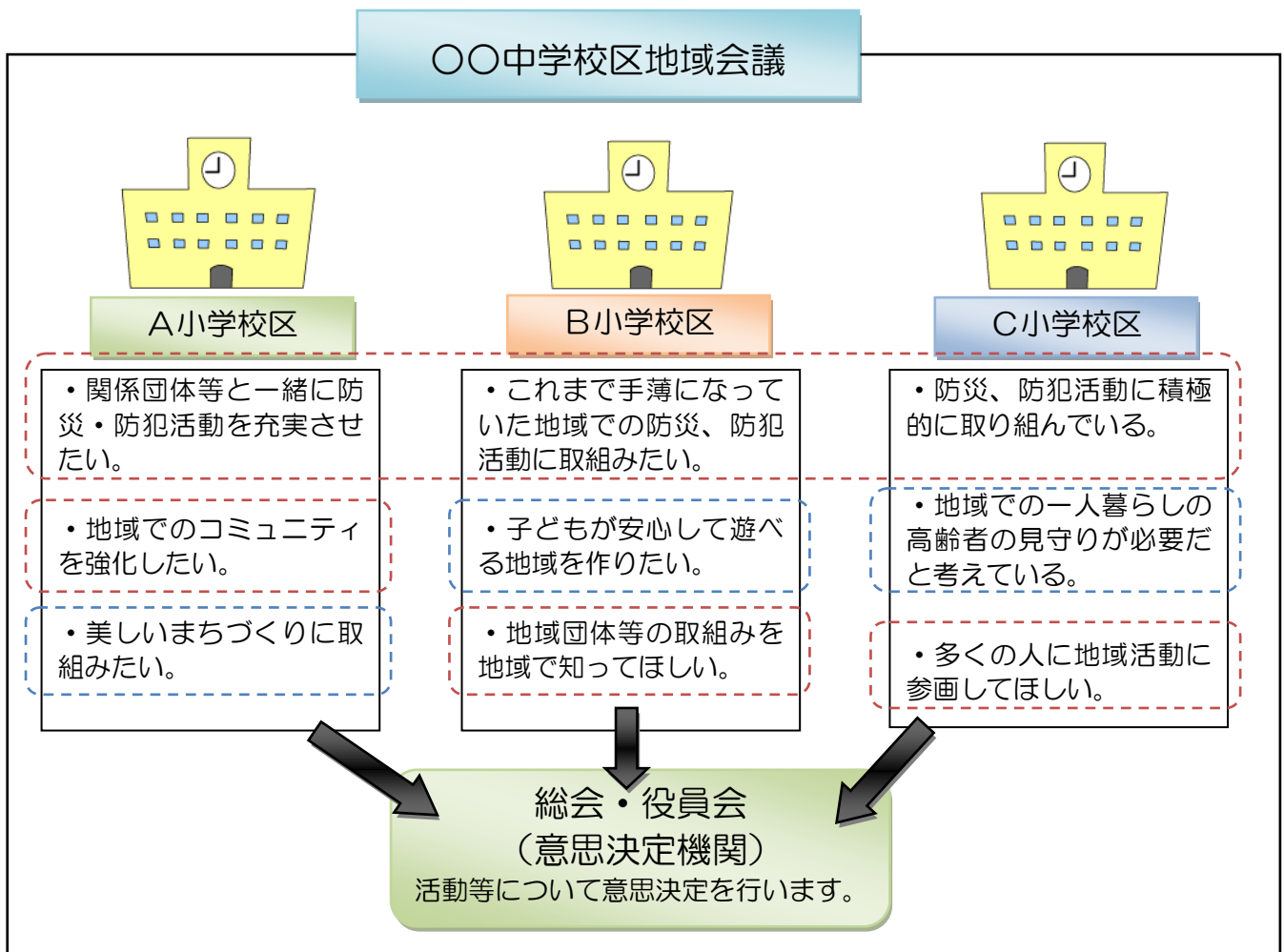


各種事務手続きについては、
地域政策課までご相談ください。



小学校区・各種団体との関わり

地域会議では、地域に関わるさまざまな団体や住民が集まり、話し合う中で、地域の課題を発見し、その課題についての有効な連携の仕組み、解決への取組み方法について検討していきます。新たな取組みを進めるだけでなく、これまで小学校区等で取り組んでいた活動についても、さらに拡大・拡充することができます。



●地域会議全体での取組み

地域会議で取り組む事業については、会議内で仕組みや方法を十分に話し合い、地域の共通課題の解決に向け、それぞれの部会等で活動を実施していきます。部会等を設置し、関係団体等と協働することで、専門的な特性を生かした効率的な取組みを進めることができます。

●個別での取組み

地域会議全体で取り組むより、さらに小さい範囲で取り組んだ方が効果的であると判断した活動については、事業の内容によっては、補助金を使って取り組むことも可能です。また、団体等と協働することで、より効果的な活動もあります。

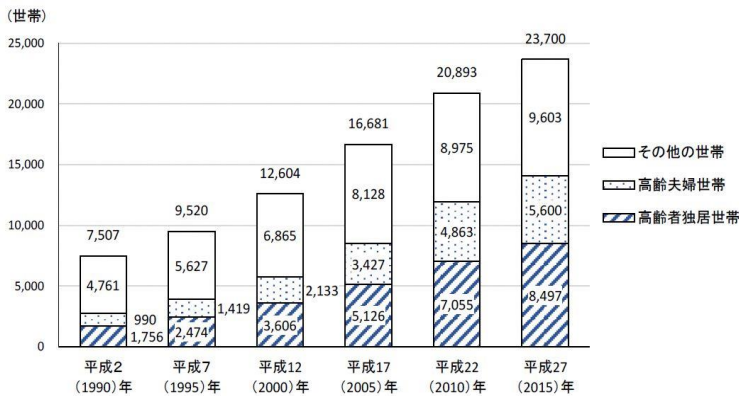
地域会議の活動を通じてこんな地域に・・・

地域会議では、地域の皆さんが困っていることや、課題だと感じていることを話し合い、具体的な解決策を検討します。

地域の皆さんでこんな地域になったらいいなという思いを実現していきましょう！

◎高齢者が安心して暮らせる地域づくり

高齢者のいる世帯（高齢者独居世帯、高齢夫婦世帯、その他の世帯）の推移



近年、少子高齢化が急速に進展しています。門真市においても、高齢者世帯数は増加しています。なかでも、ひとり暮らし世帯は、昭和60年の1,209世帯から平成27年には8,497世帯となっており、実に高齢者がいる世帯の35.8%に上っています。高齢者が安心して暮らせる地域づくりが求められています。



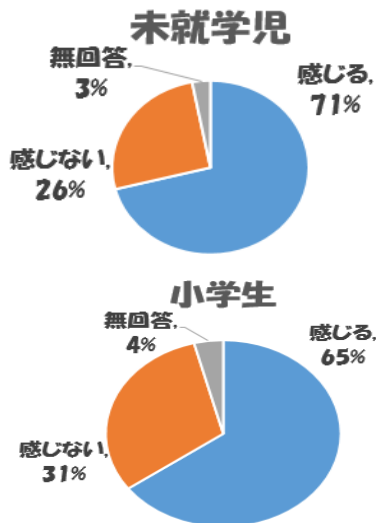
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※上記の「高齢夫婦世帯」は、夫婦ともに65歳以上の世帯を表記しています。なお、国勢調査上における「高齢夫婦世帯」は、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯としており、上記の高齢夫婦世帯数と異なります。

出典：いきいきかどま 高齢者プラン2018 -門真市第7期高齢者保健福祉計画-

◎地域みんなで子育てを見守る地域づくり

子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうか



子育てが地域の人に支えられているかどうかについて、「感じない」という意見が高くなっています。

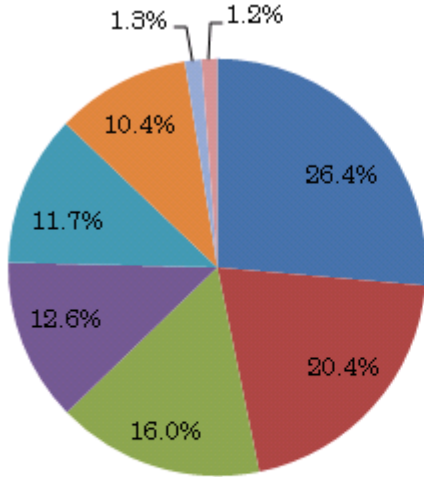
子育ての孤立化等が問題になっている近年、「地域における子育て支援の充実」を望む声も多くみられます。子育て経験者の方等の力を活かした、地域ぐるみでの取り組みが求められています。



出典：平成31年門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査

◎いざという時に助け合える地域づくり

防災・防犯の取り組みで、今後力を入れていく必要があると思うこと



- 地震や火災などによる被害の軽減や救助など防災体制の充実
- 道路や公園などの公共施設における防犯対策の充実
- 地域の主体的な防犯・防災活動への支援
- ゲリラ豪雨などに対応する水害対策の充実
- 防災マップや避難マニュアルなどの充実
- 建物の耐震化や不燃化の促進
- 無回答
- その他

防災や防犯について、市も安全で安心して暮らせる環境づくりを進めていますが、地域においても、あらゆる事態に対応できるよう、備えておくことが大切です。いざという時には、地域で連携・協力した対応ができるよう、日頃から取り組みを進め、防災・防犯体制を充実させておくことで、安心して安全なまちへとつながります。

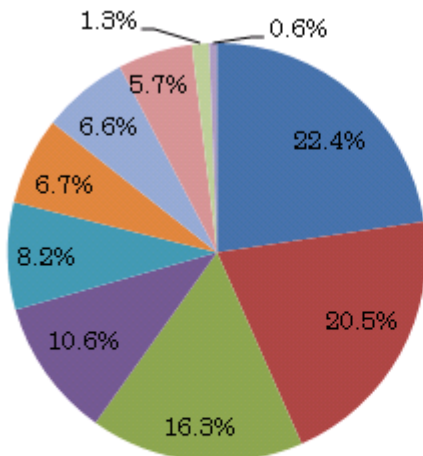


出典：門真市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）を基に作成

出典：門真市都市計

◎美しい地域づくり

景観の取り組みで、今後力を入れていく必要があると思うことについて



- 市街地の緑化を推進する
- ゆとりある住宅地景観をつくる
- 河川や水辺にしたしめる景観をつくる
- 秩序ある沿道景観を誘導する
- 寺社や古墳などの歴史遺産をつくる
- のどかな田園風景を誘導する
- 個性ある商業地景観をつくる
- 屋外広告物を規制・誘導する
- 無回答
- その他

門真市は、水路沿いの桜並木や歴史的な景観等もあり、地域においても、ボランティア団体等が緑化や環境美化の取り組みを行っています。一方で、ごみやたばこのポイ捨て等が見受けられるところもあり、秩序ある沿道景観づくりが求められています。美しいまちづくりを進めるには、一人ひとりが環境保全・美化意識を持つことが大切です。



出典：門真市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）を基に作成

出典：門真市都市計画マスタープラン

地域会議についてのよくある質問と回答

?



全国で地域協働組織等が作られているけれど、なぜ、そのような動きになっているの？

少子高齢化の中で、市民の皆様のお考え方は多様化、高度化しています。また、地域のことは地域の意見を反映する、住民自治の確立に向け、地方分権が推進されています。多様化する地域の課題については、地域のことをよく知る地域の皆さんが、それぞれの実情に応じて主体的に取り組む、市役所が支援することで、より良い解決を図ることができるという考えに基づき、このような組織が作られています。



市役所は、責任を放棄して地域に負担を押し付けるの？



その逆です。地域会議は、市民の皆様が将来にわたって住みたい、住み続けたいと思えるまちをつくるために、市役所は、地域担当職員を配置するとともに、一定の予算を確保し、様々な活動を行っていただくものです。地域に関わる皆さんとともに考え、暮らしやすいまちへ向けた事業に取り組んでいきたいと考えています。地域会議は、そのための仕組みづくりです。

?



全中学校区が一斉に取り組まなければいけないの？

地域会議は、全中学校区一斉、一律に取り組まなければならないというものではありません。地域に関わる皆さんが主体となって、十分に話し合いながら段階的に進めるものですので、地域によってスピードは異なるものと考えています。



自治会があるのに、なぜ新たな地域組織が必要なの？



自治会は、最も身近で大切な、地域の住民によるコミュニティ組織です。地域会議は、住民に加えNPOや事業所、学生など、多様な主体や個人が参画・相互交流し、地域の共通課題を考え、協力して取り組むことで、今までにはない、相互の活動や地域での取組みが推進されるための組織です。そのため、自治会活動は、これまでと変わらず、地域住民によるコミュニティ組織として活動していただくものです。



地域会議は、どうして、中学校区で取り組むの？

中学校区とすることで、これまでの活動との重複も整理でき、現在の地域活動とは異なる人間関係を基に、新たな地域活動の展開につながります。また、防災の面などにおいて、より広範な範囲で取り組むことでスケールメリットが生まれ、効果的な活動が行えると考えています。



中学校区単位で地域がまとまるか不安…



2ページのとおり、地域会議の設立に向けては「呼びかけ人会議」、「準備会」と段階的に組織し、人材の確保や各種団体との調整について、地域の方と市役所が丁寧に議論を重ねることにより、中学校区単位での地域のまとまりを生み出していきたいと考えています。

現在、組織されている地域会議についても、小学校区をまたぐ新たな人材交流が行われており、地域の活性化につながっています。

MEMO



ご意見・ご感想をお聞かせください。

門真市 市民文化部 地域政策課（市役所 別館3階）

〒571-8585 門真市中町1番1号

電話 06-6902-5612（課直通）

FAX 06-6902-4935

メールアドレス koumin@city.kadoma.osaka.jp